

令和4年度 北海道美幌高等学校 生徒心得

1 登下校など

(1) 登校

- ① 登校時間は8時30分までとする。なお、8時30分のチャイム鳴動終了後、生徒玄関は施錠する。
- ② 登校後、8時30分までに自分の座席に着席している。
- ③ 平常日の登校は制服着用とする。
- ④ 制服以外を着用して登校する際は、担任に申し出る。
- ⑤ 冬期、防寒着を着用する際は、防寒着の下に制服を着用し、更衣場所は教室とする。
- ⑥ 休業日に部活動などで登校する際は、本校指定ジャージ、部活動ジャージ、トレーニングウェアでの登校を認める。
- ⑦ 雨天時、利用した傘は生徒玄関にあるクラスの傘バケツにしまう。

(2) 下 校

- ① 放課後の活動（部活動・講習・実習など）がない者は、18時00分までに下校する。
- ② 完全下校時間は20時00分とする。
- ③ 部活動・講習・実習など、やむを得ない事情により20時00分以降の下校となる場合は、必ず保護者等に連絡する。
- ④ バスや列車など時間により居残る場合は、自習時間に充てるなど有効に活用する。
- ⑤ 平常日の下校は、制服を着用する。ただし、
 - ア 校地外で活動し、活動場所に更衣室が用意されていないとき、本校指定ジャージ、部活動ジャージ、トレーニングウェアでの活動場所への移動と下校を認める。
 - イ 活動の結果、身体が著しく汚れ、翌日の登校を考えた場合に困難をきたすと判断したときは、部活動ジャージ（もしくは指定ジャージ）の着用を認める。
- ⑦ 休業日の部活動などで下校する際は、本校指定ジャージ、部活動ジャージ、トレーニングウェアでの下校を認める。

(3) 遅 刻

- ① 登校時間に遅刻した場合は、職員玄関から校舎に入り、職員室で「遅刻・入室カード」に必要事項を記入し、担任（不在時は副担任もしくは学年団）に提出し、速やかに教室に入室する。

(4) 早 退

- ① 早退する場合は、職員室で「早退届」に必要事項を記入し、早退する。「早退届」は登校時に担任に提出する。

(5) 外 出

- ① 登校後の外出は禁止する。
- ② 通院などの特別な事情により、一時学校を離れる場合、職員室にある「外出届」に必要事項を記入し、担任（不在時は副担任もしくは学年団）に提出する。その後、職員玄関より外出する。
- ③ 帰校の際は、職員玄関から入り、職員室に立ち寄り「外出届」を担任（不在時は副担任または学年団）に提出し、速やかに授業実施教室へ入室する。

(6) 通 学

- ① 公衆道徳を守り、高校生らしい行動をとること。
- ② 乗用車による送迎は原則、家族が運転する車とする。
- ③ 自転車による通学
 - ア 所定の用紙で届出を行い、自転車点検を受け、登録ステッカーを貼付した自転車のみ認める。
 - イ 「届け出がない自転車」「登録ステッカーが貼付されていない自転車」での通学は認めない。
 - ウ 定められた自転車置き場に整然と置き、必ず施錠する。

- エ 道路交通法で定められている並進・2人乗り・信号無視・夜行無灯火運転・斜め横断・傘差し運転・スマートフォンを使用しながらの運転は禁止する。
- オ 再三の指導にもかかわらず改善されない場合、自転車通学を禁止する。

2 制服に関する留意事項

(1) 基本制服

- ① 男子の基本制服は本校指定のブレザー・ワイシャツ・ネクタイ・スラックス、女子の基本制服は本校指定のブレザー・ワイシャツ・リボン・スカート（スラックス）とする。

(2) 男女共通項目

- ① ブレザー着用時の留意点
 - ア 前ボタンのすべてを留める。ただし、授業中は外してもよい。
 - イ 腕まくりは認めない。
 - ウ ブレザーの袖の上にワイシャツの袖をまくり上げることは認めない。
 - エ 学校に置いて帰ることは認めない。
 - オ 登下校時にブレザーを着ずに外套を着ることは認めない。ただし、雨天時に雨具を着用する場合、ブレザーの着脱は自由とする。
 - カ 加工（変形改造を含む）があった場合は没収する。
- ② ワイシャツ着用時の留意点
 - ア 前ボタンをすべてとめる。
 - イ 袖ボタンをとめる。ただし、袖まくりをする際は、袖ボタンをとめなくともよい。
 - ウ 裾をズボンまたはスカートの中に入れる。ただし、昼休みの体育館での活動において、裾が出ることは認めるが、活動後、体育館を出る際はズボンまたはスカートの中に入れる。
 - エ 加工（変形改造を含む）があった場合は没収する。
 - オ 中に着るシャツは袖口、襟口から見えないものに限る。（ハイネックは禁止）
- ③ 夏期略装期間は本校指定のポロシャツの着用を認める。
- ④ ポロシャツ着用時の留意点
 - ア 襟を立てない。
 - イ 第1ボタンは外しても良いが、それ以外のボタンは留める。
 - ウ ブレザーの襟上にポロシャツの襟を出さない。
 - エ ポロシャツ裾をズボンまたはスカートの上に出すことを認める。
 - オ ポロシャツ裾をニットベスト・セーターから出さない。
 - カ ネクタイ・リボンは着用しない。
- ⑤ 本校指定のニットベスト・セーター・半袖ワイシャツの着用を認める。
- ⑥ 靴下の色は黒・紺・白・グレーを基調とし、ストッキングの色は黒・紺・ベージュとする。女子の靴下の長さは、踝が隠れる以上の長さとする。ただし、ストッキング・タイツを着用の際はその限りではない。
- ⑦ ルーズソックスは禁止とする。

(3) 男子基本制服

- ① スラックスは体型に応じたものを着用する。
- ② スラックス着用時の留意事項
 - ア 裾は床（地面）に着かないものとする。
 - イ 裾のほつれは速やかに改善する。
 - ウ ベルトを着用すること。華美なものは認めない。（面接試験に対応できる範囲のもの）
 - エ だらしく履く（腰パンの禁止）、ズボンのホック（留め金）を外して履くことは認めない。
 - オ 加工（変形改造を含む）があった場合は没収する。
- ③ ネクタイはワイシャツの第1ボタンが見えない位置まで上げる。

(4) 女子基本制服

- ① スカートは体型に応じたものを着用する。
- ② スカート着用時の留意事項
 - ア 長さは膝下が見えるものとする。

イ ウエスト部分を折ること、上げることは認めない

ウ スカートの裾から見えないければ、スカートの下へのスパッツやジャージ等の着用を認める。但し、過去に流行したスカート下にそのままジャージを着用する等の行為は認めない。

エ ベルトの着用は認めない。

オ 加工（変形改造を含む）があった場合は没収する。

③ スラックスは本校指定の女子用スラックスとする。

④ スラックス着用時の留意事項は男子制服の項に準ずる。

⑤ リボンはワイシャツの第1ボタンが見えない位置まで上げる。

(5) 制服の組み合わせ ○着用 ●追加可能 ×着用不可

	正 装	略 装	
		ワイシャツ	ポロシャツ
ブレザー	○	●	●
ワイシャツ	○	○	×
ネクタイ・リボン	○	○	×
スラックス・スカート	○	○	○
ポロシャツ	×	×	○
ニットベスト・セーター	●	●	●

①夏期略装時のブレザー着脱は自由とする。

②式典時（始業式・終業式・入学式・卒業式・修了式）のポロシャツ・ベスト・セーターの着用は不可とする。

3 頭髪について

(1) 高校生の品位を保ち、常に清潔を心がけ他人に不快感を与えないものとする。

(2) 頭髪の加工について

① 脱色・染色・パーマ・エクステーション・髪を立たせる・アイロン・コテは禁止する。

② 男子のカチューシャ・ピン（ゴム）留めは禁止する。

③ 脱色・染色後は、即座に黒染めをする。また、黒染め後も、髪を切りつつ黒染めを続ける。

④ 過去に脱色・染色より、色落ちした場合も、継続して黒染めをする。

⑤ 髪を立たせることを目的とするワックス等の整髪料の使用は禁止とする。

⑥ 特異な髪型（モヒカン、左右非対称、2ブロック、バリカンアート、姫カット等の流行を追った髪型、その他面接時に違和感をきたすもの）は認めない。

(3) 頭髪の長さについて

① 男子

ア 前髪は目にかからない長さとする。

イ 横髪は耳輪に被さらない長さ（耳輪下部を越えない長さ）とする。

ウ 襟足はブレザーの襟にかからない、またはワイシャツ・ポロシャツの襟半分までの長さとする。

エ もみあげは面接試験に対応できるものとする。

② 女子

ア 目にかからない長さとする。

イ 長い場合はピンで留め、目にかからないこととする。

ウ ピン・髪飾り・髪留めは、華美なものや大きなものは認めない。

(4) その他

- ① 頭髪は改善したか否かではなく、どのような状態であるかを確認する。
- ② 学校での散髪は認めない。
- ③ 眉毛の加工（眉剃り・眉ぬき）は形を整える程度であれば認めるが、それ以外は認めない。
- ④ 髭を伸ばすことは認めない。

4 服装等に関わる留意事項

（１）装飾品・化粧について

- ① ピアス・イヤリング・ネックレス・指輪・ペンダント・ブローチ・つけ爪・ブレスレット手首に付ける装飾品を身に付ける行為は認めない。
- ② 化粧・マニキュアは認めない。また、してきた場合は落とす。
- ③ 爪が長すぎる場合は適切な長さに切る。
- ④ カラーレンズの眼鏡やダテ眼鏡、カラーコンタクトなどは認めない。
- ⑤ 入れ墨（タトゥー）を入れることは認めない。
- ⑥ カーディガンの着用は外套として認める。

（２）異装について

- ① 制服以外のものを着用して登校する際は、事前・事後を問わず、担任に連絡をする。

（３）履物について

- ① 上靴は指定の運動靴とし、踵を踏まずに履く。
- ② 上靴には氏名を記入すること。
- ③ 上靴に落書きをしない。また、穴あきなど運動に適さないものは新規に購入する。
- ④ 上靴を忘れた際は、担任または学年団の先生に申し出て、職員室にある「スリッパ貸出簿」に必要事項を記入し、生徒貸出用スリッパを借りる。下校時、職員室にある「スリッパ貸出簿」に必要事項を記入し、スリッパを返却する。
- ⑤ 登下校時のハイヒール、スリッパ、サンダルを履くことは認めない。
- ⑥ 生徒玄関に靴を置きっ放しにしない。

5 授業について

- ① 移動教室での授業の際は、教室の窓（戸）を閉め、照明を消し、早めに移動をする。
- ② 始業チャイム鳴動前に入室し着席する。その際、授業道具の準備も行う。
- ③ 始業時・終業時の挨拶を行う。
- ④ 教室内の環境美化に努める。（不要物を机上・床・窓の棧・暖房器具の上に置かない）
- ⑤ 教室内では外套類は着用しない。
- ⑥ 授業中の私語・飲食・居眠り、など授業に関わりのない行為は認めない。
- ⑦ 教師に対する暴言は認めない。
- ⑧ 退室は授業終了後、もしくは教科担任の許可を得てから行う。
- ⑨ 授業時の「団扇」や「扇子」の使用は認めない。
- ⑩ 授業時の膝掛けの使用（膝に掛ける）は認めるが、考査時の使用は認めない。

6 携行品及び所持品について

- ① 学校生活に不要な物（腕時計型通信端末を含む）は持ち込まない。
- ② 必要以上の多額な現金や貴重品は持ち込まない。ただし、やむを得ず持参する場合は、必ず朝SHR後までに担任または担当教員に預ける。
- ③ 諸納金などは、登校後速やかに担任・担当教員に納入する。
- ④ 私物にはしっかりと記名する。
- ⑤ 生徒相互間の金銭の貸し借り、物品の売買はしない。

- ⑥ 常に身分証明書・生徒手帳を携行する。
- ⑦ 「団扇」や「扇子」は、休み時間において教室での使用のみ認める。
- ⑧ 鞆はHR教室後方の棚に置く。

7 スマートフォンについて

- ① 校内への持込は認める。ただし、生徒玄関に入る前に電源を切る。
- ② 校内での保管場所はカバンの中とする。ただし、盗難などの不安がある場合は担任に預ける。
- ③ 迎えの連絡などで使用する場合は、生徒玄関から外へ出てポーチの部分、もしくは生徒玄関風除室での使用を認める。（風除室から中での使用が多く見られた場合は、風除室での使用を禁止とする）
- ④ ポーチ部分や風除室の床に座り込んでの使用や長時間の使用は認めない。
- ⑤ 使用可能な時間帯は、帰りのSHR終了後からとする。ただし、登校後、忘れ物などの連絡は8時30分以前かつ所定の場所であれば認める。

8 校内生活

(1) 礼儀作法、正しい言葉遣いを心がける。

(2) 交友や交際について、常に明朗清潔で他の誤解を招かぬよう心がける。

(3) 校内での飲食について

- ① 飲食場所は教室とする。
- ② 生徒会執行部は生徒会室、農業クラブ執行部は農業クラブ室、図書当番は図書館司書室での飲食を認める。また、活動中に部室で飲食をすることも認める。
- ③ 1階多目的教室Bを自学自習で使用する場合のみ飲食を認める。
- ④ アメ・ガム・菓子類などの持ち込みは認めない。コンビニ等の弁当はゴミ分別の関係上、持ち込みは認めない。ただし、「おにぎり」「パン」「サンドウィッチ」に限り持ち込みを認める。
- ⑤ 自動販売機の利用は、昼休みと帰SHR終了後のみ認める。ただし、夏期は別に定める。

(4) 環境美化について

- ① 校内美化に気を配り、教室・廊下などにゴミを捨てたり、汚したりしない。
- ② ゴミは正しく分別し捨てる。

(5) 掃除を開始する際は、必ず担当教員に連絡する。

(6) 遺失物・拾得物について

- ① 落とし物をした場合は、速やかに担任または生徒指導部に申し出る。
- ② 金品および落とし物を拾得した場合は、担任または生徒指導部に届ける。

(7) 教室に認められた物品以外を置いたまま下校しない。

(8) 校舎内外にある施設・備品を破損した場合、または破損を発見した場合は、速やかに担任または生徒指導部に申し出る。

9 校外生活

(1) 校外活動について

- ① 学校、学級、団体などの主催する旅行、キャンプなどの行事に参加する際は、保護者等の同意を得て、所定の手続きにより参加する。

- ② スポーツやその他の校外行事、各種講習会に参加する際は、保護者等の同意を得て、所定の手続きにより承認を得る。

(2) 外出および外泊について

- ① 夜間外出時間は、夏期(5月～10月)は22時00分まで、冬期(11月～4月)は21時00分までとする。
- ② 外泊は原則禁止とする。ただし、やむを得ず外泊する場合は、双方の保護者等の承諾を必ず得る。
- ③ 事故があったときは、速やかに学校に申し出る。

(3) 飲食店、遊興施設への立ち入り、反社会的行為の禁止について

- ① パチンコ店、雀荘などの賭博場、主としてアルコール飲料を提供する飲食店、その他18歳未満の者の出入りが禁止されている場所、法律や条例で禁止されている場所、その他学校で許可していない場所への出入りは絶対にしない。
- ② 飲酒、喫煙、万引き、窃盗、暴力、恐喝、強要、賭博、オートバイ・自動車等運転免許の無断取得および無免許運転、法律・条例で禁止されている行為は絶対にしない。

(4) アルバイトについて

- ① 原則としてアルバイトは認めない。ただし、以下の場合は例外として認める。
 - ア 家庭経済が就学に問題を来す場合(許可制)
 - イ 進路選択を目的とし、企業側から依頼があった場合(許可制)
 - ウ 長期休業中のアルバイト(届出制)
 - エ 後期中間考査後から家庭学習期間にかけて、進路が決定した3年生がおこなうアルバイト(届出制)
- ② アルバイト先については、検討したうえで適当であると判断された業者について許可する。
- ③ アルバイトにおける事故及びトラブルは、保護者等の責任の下で対応するものとする。
- ④ 次に該当する業種は認めない。
 - ア 実働8時間を越えるもの。
 - イ 5月～10月までは21時00分以降、11月～4月までは20時00分以降の時間帯に実働するもの。
 - ウ 危険な物質を取り扱ったり、危険な場所で従事したりするもの。(例えば有害な物質を取り扱う作業や高所における危険作業、その他危険作業と判断されるもの)
 - エ 「9 校外生活 (3)」に定められている出入り禁止場所・酒類の提供を目的とするもの。
 - オ 住み込みを必要とするもの。
- ⑤ 「仮評定1を有する者」「欠課時数で前期は実施時数、学年末は法定時数の2割を超えた者」、また「学校生活に問題があると認められ者」のアルバイトを認めない。ただし、特別な理由がある場合は、検討する。
- ⑥ アルバイトは、所定の手続きを経て、許可を受けなければならない。
- ⑦ アルバイトの許可を受けるために提出しなければならない書類は次の通り。
 - ア 「アルバイト許可 申請書(生徒および保護者等の記入)」
 - イ 「アルバイト許可 審査資料(担任の記入)」
 - ウ 「アルバイト許可 願(生徒作成)」
- ⑧ 通年アルバイトは、家庭の経済状況の判断が必要となるため慎重に対応を進める。

10 自動車運転免許取得

(1) 自動車教習所への入校の手続き及び許可について

- ① 「入校許可願」を担任に提出し、生徒指導部の審議を経て、必要と認めた者のみ許可書を与える。無許可で免許を取得しようとした者及び取得した者については、厳重な指導を行う。
- ② 入校希望者(保護者等を含む)は、自動車学校への申込みや入校に関する事項について、本校の担当者より説明を受ける。
- ③ 「仮評定1を有する者」「欠課時数で前期は実施時数、学年末は法定時数の2割を超えた者」「学校生活に問題があると認められた者」「学校諸納金に未納がある者」は入校を認めない。ただし、特別な理由がある場合には検討する。

(2) 免許取得に関わる欠席は通常の欠席とし、特別な欠席の扱いとはしない。

(3) 自動車免許取得の条件

- ① 自動車教習所の入校は、後期中間考査の最終日以降とする。
- ② 自動車教習所の通学及び免許試験(仮免許・学科試験を含む)が、「定期考査の1週間前から定期考査終了まで」「卒業式」「その他重要な学校行事」と重複した場合には学業を優先させる。ただし、自動車学校側から、通学及び免許試験日の相談があった場合は検討する。
- ③ 自動車教習所を卒業した後、運転免許センターでの受験は卒業式(3月1日)以降とする。ただし、特別な事情がある場合は審議する。
- ④ 自動車教習所へ入校の基準
 - ア 就職を希望している者。(内定するまでは学業および就職活動を優先する)
 - イ 進学が決定した者。
 - ウ 就職を希望している者が自動車教習所に入校した後、進学に進路変更した場合は、進路決定まで通学を認めない。

(4) 自動二輪(原付を含む)の運転免許証の取得、同車輛の運転・購入は禁止する。

11 インターネット及び情報の活用について

インターネット(携帯電話・スマートフォン含む)の利用や情報の活用については、情報モラルを十分に理解したうえで利用すること。以下に記載された事項については特に遵守すること。違反行為については特別指導の対象とする。

- ① 個人情報(氏名、生年月日、住所、年齢、学校名、画像等)を公開しない。
- ② 他者の人権やプライバシーを尊重し、誹謗中傷・いじめと受けられる書き込みやメールを送信しない。
- ③ 他人になりすましての書き込みや投稿、メールを送信してはならない。
- ④ 著作権・肖像権などを遵守すること。
- ⑤ 高校生としてふさわしくないサイト等へのアクセスはしないこと。
- ⑥ 学校のコンピューターでインターネットを利用する場合は、担当教員の許可を得てから使用すること。
- ⑦ トラブルが発生した場合には、自分だけで対処せず、すぐ家庭や学校に相談すること。